	⑻　表示板 ⑼　スイッチ類及び灯火類（灯火装置、警報装置、方向指示器、窓拭き器、デフロスターを含む。） ⑽　計器類（油圧計、電流計、燃料計、油温計、水温計、速度計、表示灯を含む。） ⑾　後写鏡及び反射鏡	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑿　給油脂	別表第２の「2.1　ブル・ドーザー及びトラクター・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
5.1.11 総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

5.2　振動ローラー

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
5.2.1 原動機	ディーゼルエンジン	別表第１の「1.1.1　ディーゼルエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
5.2.2 動力伝達装置	⑴　遠心クラッチ	作動させて無負荷及び負荷状態における異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
	⑵　カップリング	この表の「5.1　ロードローラー及びタイヤローラー」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　分配機	①　エンジンを始動させ、異音及び異常発熱の有無を調べる。	①　異音及び異常発熱がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
	⑷　トランスミッション	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑸　減速機	①　走行させて異音及び異常発熱の有無を調べる。	①　異音及び異常発熱がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
	⑹　プロペラシャフト ⑺　デファレンシャル ⑻　ファイナルドライブ	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
5.2.3 振動装置	⑴　振動機	①　作動させて異音及び異常発熱の有無を調べる。	①　異音及び異常発熱がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
	⑵　ベルト	①　緩みを調べる。	①　張り具合が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		②　損傷及び摩耗の有無を調べる。	②　損傷及び著しい摩耗がないこと。
	⑶　防振ゴム	①　へたり、劣化、ひび割れ及び損傷の有無を調べる。	①　へたり、劣化、ひび割れ及び損傷がないこと。
		②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
5.2.4 走行装置	⑴　ヨーク（キングピンを含む。） ⑵　ロール	この表の「5.1　ロードローラー及びタイヤローラー」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　タイヤ（ホイールを含む。）	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
5.2.5 操縦装置	⑴　棒ハンドル（ハンドガイド式のものに限る。）	①　亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	①　亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。
		②　取付け部のがたの有無及びロックの効き具合を調べる。	②　がたがなく、かつ、効き具合が適正であること。
	⑵　ハンドル	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	